

## 「孤立死」をなくすため社会保障制度の充実を求める意見書

北海道や埼玉、東京都などで近隣の人たちも気づかないうちに自宅で亡くなり、長期間たって発見される「孤立死」や餓死が続発している。それぞれ形態はさまざまだが深刻な貧困状況の中で声を上げることさえできずに亡くなっている。

札幌市で1月判明した40代姉妹の死は、行政の対応の不備がもたらした悲劇である。両親が死去し、知的障がいのある妹を介護する姉は職を失い、市に生活保護の相談をしたが受給に至らず、ガス・電気がとめられ、暖房のないマンションで姉が病気により急死し、妹は助けも呼べず食事もできずに凍死した。

立川市で2月判明した4歳障がい児と40代母親の死は、母親が児童扶養手当を申請したり自分の病気を相談したり、市の複数の窓口をたびたび訪ねていた。

続発している孤立死は、貧困が拡大し深刻化し続ける一方で、公的福祉サービスが切り縮められ、最後のセーフティーネットである生活保護制度が適用されず、家族にしか頼れない異常な事態とそれを支え切れずに家族もろとも死に至っている。

深刻な問題点は、高齢者世帯にとどまらず、働く世代のいる複数の世帯にまで孤立死が拡大していることである。

孤立死がふえ続ける背景には、雇用が不安定にされ、社会保障が切り下げられ、高齢者や病気を抱える人にとって暮らしにくい社会が急速に進展していることである。日本の貧困率は16%で、6人に1人が貧困者であるが、生活保護を受けている人は1.6%にすぎない。孤立死はどこで起きてもおかしくない。

本市では、孤立死を防止するために地域の人たちによる見守りや市の関係部署の連携、ライフライン事業者や介護事業者等との連携を強め、通報体制づくりなど「見守りネットワーク」づくりに取り組んできたが、それだけでは限界がある。

憲法第25条は、国民の生存権を保障し、国に社会保障の充実を義務づけている。国は、孤立死などの悲劇をなくすため社会保障制度を充実すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、孤立死をなくすため社会保障制度がしっかり機能し、人間らしく暮らせる社会の実現に向け、早急に生活保護や高齢者、障がい者の介護、児童扶養などの制度の拡充を図ることを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月28日

三鷹市議会議長 白鳥 孝